

オンラインセミナー『在独邦人のための相続実務～まずは相続手続きの流れから』

日時：2020年9月5日(土) 10:30~12:00

参加者：86名

講師：アクト行政書士事務所(日本、大阪)行政書士 中村雅美

共催：竹の会、DeJak-友の会、まほろば、ミュンヘン友の会、ライン・ネッカー友の会、ライン・マイン友の会(50音順)

2020年9月5日・6日の両日にわたり行われたオンライン・セミナー『在独邦人のための相続実務～まずは相続手続きの流れから～』では、一日目86名、二日目91名と多数の方々Zoomでご参加いただき、筆者が日本法側からの視点でお話し、弁護士のリヒャルト・正光・シャイフェレ先生(ペータース弁護士事務所、デュッセルドルフ)がドイツ法側の視点からの話をしました。シャイフェレ先生とは10年以上にわたり連携して日独間の相続案件にあたる一方、ドイツ国内で開催される日独法務についてのセミナーではいつもご一緒させていただいています。在独邦人の法務を扱うには、日独双方の法律知識が欠かせないからです。

筆者は一日目に【1】行政書士業務の紹介、【2】在独邦人で日独両方に財産がある場合の相続手続きの大まかな流れ、【3】日本法による一連の相続手続きについて、【4】新しい自筆証書遺言制度の概要、【5】遺言書を書くべきか、というテーマを取り上げました。本稿では【1】【4】【5】を中心にご報告します。

はじめに【1】行政書士の業務の紹介。日本の法律にかかわる専門職は弁護士、司法書士、行政書士の3つですが、行政書士は『街の法律家』とよばれ、その業務は公官庁への各種許認可申請手続き、遺言・相続手続き、各種契約書の作成、VISA・在留資格許可申請など、広範囲にわたっています。いわば気軽に相談できるホームドクター的な役割を担っているのです。多種多様な相談を受け、法的紛争関係にある事案や税務・登記申請等が必要だと判断されるケースでは弁護士・税理士・司法書士といった専門家に引き継ぐこととなります。

次に【2】では翌日のシャイフェレ先生のお話への橋渡しもかねて、日独に遺産がある在独邦人が亡くなったモデルケースを想定し、ドイツと日本で行われる役所や法的手続きの流れを概説しました。

そして【3】で、【2】のうちの日本国内で行われる一連の法的手続きをフローチャートに沿って説明しました。

さらに、【4】では2020年7月10日からスタートした、自筆証書遺言を法務局に預けられる制度の紹介をしました。現在のコロナ禍がおさまれば帰国が容易にできるようになってからの話ですが、非居住者も居住者と同じく一時帰国時に法務局に事前に予約をして、本人が自ら出向いて手続きをすることができます。この制度の利点は、自身で作成した遺言書について職員が日付や押印の有無など遺言の書式の不備をチェックしてくれることや、紛失の危険がなくなること、死亡時の家庭裁判所での検認が不要なことです。また、令和3年頃から死亡時の通知先を1名

指名することもできます。ただ注意しなければならないのは、法務局では、遺言内容の相談はできません。つまり内容が曖昧でも矛盾していても指摘はされないのです。したがって、法務局に預ければ遺言が有効になると保証される訳ではないので、前もって法の専門家に遺言内容を確認してもらった方が良いでしょう。

【5】では、在独邦人にとって最適な公正証書遺言の作成について。老後にドイツに住み続けるのか、日本で過ごすのかを思案しているというお話を時おり耳にしますが、実際、最期を日独どちらの国で迎えるのかも含め、遺言の目的や財産の内訳、家族構成は千差万別です。

遺言の目的には、遺された人にできるだけ面倒をかけたくない、特定の人に相続させたい、節税や寄付をしたいなどありますし、また、財産の内訳が不動産か金融資産かだけでなく、その財産の所在地、相続人の国籍、実際に手続きをする人はだれか、その人の使用言語、さらに相続の準拠法の問題も十分に考慮しなければなりません。在独邦人の相続手続きを日本にいる日本人のものよりも、時にはるかに煩雑にするのは、在独邦人が亡くなった際に適用される法律です。

シャイフェレ先生がセミナーで言及されたように、原則、在独邦人の相続手続きではドイツ法が適用されます。しかし、遺言書等で本国法である日本法を準拠法にする意思表示をすれば日本法を適用することもできます。主要な財産が日本の不動産の場合などは、日本法を選択するのも一案です。ただ相続準拠法を決めるには諸要素を総合的に判断することが肝要です。ぜひとも経験豊富な専門家に相談して、死後に家庭裁判所での検認が不要になる公正証書遺言を作成しておいて下さい。しっかりと考えられた遺言書があれば自身の遺志を実現し、相続にかかる労力と時間と費用を大幅に抑えることができるからです。

最後に。本報告では紙面の都合上、残念ながらテーマの一部を割愛しております。またの機会に具体的な例を加えて詳細にお話しできればと思います。

中村 雅美



アクト行政書士事務所 行政書士 中村雅美
大阪市北区大淀南1丁目9番16号 山彦ビル4階

HP: <https://act-legal.jp/>

Mail: m-nakamura@act-legal.jp